

令和2年度第7回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和2年8月24日（月）
- 2 開議時刻 午後1時30分
- 3 会議場所 合志市役所 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 村上貴寛
委員 津川裕恵
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
学校教育課 右田純司課長
 淵上佳宏教育審議員
 角田賢治指導主事
 大山寛指導主事
 竹田直広総務施設班長
 吉岡敏夫新設校準備班長
 齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 栗木清智課長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

ただいまより、令和2年度第7回教育委員会議を開会させていただきたいと思いません。

それでは、最初に会議録の署名者の指名からしたいと思いまけども、坂本委員、津川委員、よろしいでしょうか。はい、ではよろしく申し上げます。

続きまして、前回会議録の承認のほうをしていきたいと思えます。もうお手元のほうに配ってあると思えますが、私の発言あたりも少し明確にしなければいけないところがありましたので、襟を正して訂正させていただきます。そのことについて承認をいただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。では、前回会議録のほうは承認いただいたということで、進めさせていただきます。

それでは、私のほうからまず報告をさせていただきます。

8月は教育長会議がありませんでしたので、動静のお話をしていきたいと思いません。

8月 3日 庁議と政策推進本部会議。栄コミュニティ結成協定式。
教育委員会部課長会議。

8月 4日 校務支援システム選定委員会委嘱状交付式。

8月 5日 新型コロナウイルス感染症対策会議。

8月 6日 市校長会議。

これも中心的には新型コロナウイルス対策になりますけども、本日の資料の2ページあたりに、新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者確認時の対応ということで、7月29日バージョンというのを載せているんですけど、その説明です。実際に出た場合にどうするかということを全部の学校、同一步調でいこうということで、こういったものの確認を主にしておりました。そして、2学期からどういうふうに進めるかということで、学校行事、特に修学旅行等もありますので、そういったものの基本的なところを考えていこうということでこの会議を持ちました。その結果では、学校行事に関しても、修学旅行に関しても、なるべく実施できる方向での合意形成をまずしていくと。子どもたちもそうですが、保護者ともしっかりこのことについて、相談や協議を進めながらどういった対策を取るのかということで、手立ても考えながら、実施するのであればその方向を学校が中心となって検討していくという方向がここで決まっております。

8月 7日 市初任者研修。

8月 9日 新型コロナウイルス感染症対策会議。

8月11日 西合志南中学校の剣道大会優勝の報告。

8月12日 新型コロナウイルス感染症対策会議。

8月14日 決算審査講評。

8月18日 教職員免許更新講習会講話。

8月19日 定例の記者会見。

8月20日 一般質問の打ち合わせ。

8月22日 マンガミュージアム講話。(後日リモートで配信)

8月24日 来客応対。(県人権同和教育課井上課長)教育委員会会議。

今月の教育長会議はなかったんですけども、市町の教育長の先生方とは、今私たちLINEでずっとやりとりをしています。中心になっているのは、先ほどの学校行事です。それから、修学旅行等も含めてなんですけども、どうしていくかということで、4市町とも、運動会等については、いろんな手立てを十分に取った上で実施と、菊陽町あたりでは、例えば、小学校に関しては、平日平日に保護者の参観に制限を設けて実施というようなことを出しているようです。本市においても大きな学校のほうは同様の取り組みになると思いますけども、学校によっては、若干の対応の違いはあるかもしれません。それから、平日開催ということに関しては、保護者としてしっかり相談をしてうちの本市のほうでは決めてほしいということで、保護者のほうからぜひ土日ということであれば、土日でも構わないと。ただし、大規模校は、入れ替わりで見たい。1年生の時間帯をこの辺にしますから、1年生の保護者の方はこの時間見に来て終わったら帰ってくださいと、6年生の保護者に関しては、この時間帯になるべく来ていただいて、それが終わったら帰っていただくというような対応をしっかり取った上で、実施することに考えております。

それから、修学旅行に関しては、4市町とも教育長先生方とお話をしているんです

が、すべて届出ではなくて、この教育委員会での承認事項になっています。ですから、前の8月6日の市の校長会議のときお話をしていたのは、レベル4の状態が無条件に承認はできませんというようなお話をしています。レベル3になると、どんな対応を取ったかということで考えられますけど、レベル4はかなりのハードルがあると思ってくださいと校長先生方にはお話をしています。合志市で一番早く実施するのは合志南小学校が一番最初で10月の初めです。あとの学校も、延期していただいているところがほとんどです。来年に延期されているところもありますし、それから、中学校に至っては、2年生で実施しているものですから、本年度諦めることもありと、特に合志中学校、西合志南中学校は大きいので、簡単には移動できない可能性もあるんです。そういった場合、十分な準備が必要になってきますから、3年生になってからの実施も含めて検討するというような方向に本市では考えております。

他の教育長の先生方とも、そこら辺は今情報を共有しているところですが、近隣の教育長さんからこう聞いている御意見で、いつも取り沙汰されるのが熊本市ですけども、熊本市のほうは、すべて学校判断でOKを出すというふうな判断をされました。レベル4の段階であっても運動会も集団宿泊教室、宿泊が伴うようなことに関して、修学旅行も学校からの自分たちで十分に配慮をして、保護者と合意をした上で実施可という判断をされているようです。本市のほうでも、やはりなるべくそういった意味では、子どもたちや保護者と合意形成を一番大事にしながら、今後の検討課題に検討をしていきたいというふうに思っているところです。

簡単ですが、私のほうからの説明は以上にさせていただきたいと思います。

何か御質問はありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

以前、角田先生に言ったかな、修学旅行が中止になったときの補償の部分についてはどうなっているのかっていうのを聞きたい。

○角田賢治指導主事

今のお答えですけど、中止の場合のキャンセル料ということだと思いますけど、国のほうの補償の分が、前回の分は入っていました。今回、この後の分になるかというのはまだ確認はしっかりしていませんけど、基本的には、教育長のほうから話があったように、キャンセル料が発生する前には判断を、一段階目にはしていくことになるだろうというところで校長先生方にはお話をしているところです。

○池頭俊教育委員

だから、今の説明から言うと、承認事項でレベル4だったら無理かなという話が出るので、それは教育委員会が無理というふうに推すわけだから、当然、それについては補償というのを考えるんですかということです。学校判断でする分については、そういうことも含めて考えときなさい。けれども、この状態だから駄目だよと言ったとき、結局、できないという状態のときには、教育委員会もそこに対する何らかの補償等を考えてやらないとおかしくなるのではないのかなと思います。

○角田賢治指導主事

そこはまた検討したいと思います。

○岩男竜彦教育部長

おっしゃられるとおり、基本的な考え方としてはキャンセル料が発生する前に判断をしたい。ただ、その実施の場合には、急遽、中止ということがあり得るかと思えます。その場合には、角田先生おっしゃられたように、国のほうで2分の1だったと思うんですけど、キャンセルした場合の補償等もありますので、そこは保護者の負担にならないように教育委員会のほうで考えたいと考えております。

○中島栄治教育長

おっしゃるとおり、そこら辺では、一番は、ゴーサインを1か月前ぐらいがキャンセル料が発生しない状態ですから、ここでゴーサイン1回出します。直前になって、これはもう駄目だよと言ったときには、教育委員会のほうから、思い切ってこれは中止しなさいというようなことをすると、当然キャンセル料が発生してしまうわけです。そうなったときには、部長も言いましたとおり、国の対応、それから県とも協議をしながら、保護者の負担をなるべくしなくてすむようにということでは、しっかり取り組みをしていきたいというふうに思います。

そのほかありませんでしょうか。

はい、では、続いて、報告事項のほうに移りたいと思います。

9月の行事予定についてお願いします。

○淵上佳宏教育審議員

はい、2ページを御覧ください。

まず、左端の合志市行事関係でございます。

前半は9月議会の会期中でございますので、それに関する事項が入っております。

9月 7日 市校長会議。

9月29日 教育委員会議。

左から2番目の県関係でございます。

中止になっているのもありますが、研修等、特に悉皆研修という言い方をしますが、それぞれの先生の段階に応じて全員が受けるような研修については、部分的に開催されております。

それから、教育事務所関係でございます。

9月 4日 管内校長会議。

9月 8日 管内教育長会議。

総合訪問につきましては、前回は申し上げましたが、全部中止になっております。その代わりに巡回訪問ということで、午前と午後の半日、所長、管理主事、指導課長が回れる訪問は今後入ってくるようになります。

関係団体関係です。

御存じかと思いますが、9月の頭に共通テストがありまして、高校入試の大事な基本データになります。これは予定どおりやるところであります。

中体連の各競技は中止になりまして、代替大会等になってはいますが、中体連の陸上大会については郡市も県も行うという計画になっています。

それから、学校行事です。

ほぼ今の現時点では中止ということですが。授業参観につきましては、中止のところもありますが、密に関して配慮しながらやるところもございます。

行事につきましては以上でございます。

○中島栄治教育長

行事のところで、校長先生方から質問があったのが、1日の社会科見学旅行のようなのも最初から中止すべきかということがありましたので、これに関しては、学校での決定で、届出事項になっておりますので、バス会社としっかり相談をして、感染対策が取れていたら、保護者と協議の上、実施をしてくださいということで、各学校には今周知しているところです。

9月行事についてはよろしいでしょうか。

先ほどの教育委員会会議を29日の1時半というふうにしておりましたが、これはよろしいでしょうか。

では、教育委員会会議のほうは9月29日、火曜日の1時半で決定します。

続きまして、その他のほうにいきたいと思います。

生徒指導について連絡をお願いします。

○大山寛指導主事

失礼します。資料のほうは、別紙でお配りしているものとなります。

まず、不登校関係でございますが、長期欠席者、すなわち4月から30日以上欠席をしている児童生徒数が7月で35名になっております。そのうち、不登校の子どもたちが11名です。

なお、長欠者30日以上欠席している子どもたちの内訳が右側のほうの長期欠席者

内訳ということで、小1から中3までの学年別で内訳を記載しております。1年生にはまだ長欠者はいないという報告を受けております。学年が上がるにつれて、そして、また中1になると少し少なくなって、そして中学2、3年生にあがるにつれて多くなっているような現状がございます。

その下は、その長欠者の35名のうち、7月を全部休んでいる全欠者が14名います。その内訳がその下に小1から中3まで書いてある部分ということになります。この7月の全欠の14名のうち、不登校児童生徒は全体で7月は11名いますが、そのうちの全欠したのは3名でございます。ということは、11名のうちの3名以外の8名については、7月は何らかの形で学校のほうに登校しています。保健室に来たりとか、レクレーションがあつて教室に入ったりとか、自分の意思で教室に入ったという子もいたということで登校しているという報告です。

中段のほうをご覧ください。欠席が10日以上30日未満の児童生徒につきましては、7月の段階では50名で少しずつ6月から少し増えております。この50名が8月、今日から始まりましたけれども、欠席等が増えると上の長欠者という方向に移行していくような状況でございます。先月もお話ししましたが、合志市の学校ではSCやSSWとの連携を迅速にさせていただいております。7月の段階では、SSWとつないでいる子どもさんが約70件、そして、スクールカウンセラーは約20件つないでございまして、学校と連携をしながら対応をしているところでございます。

続きまして、いじめの件ですが、7月に2件起こっております。両方とも、2件とも小学校での認知件数でございます。保護者の方にも話をいろいろして、子どもたちを今継続して観察をしております。7月の終わりの段階では、普通に帰っているような状況ということでしたが、まだその被害の子どもが少し元気がないときもあるので、家庭と連絡を密にとりながら対応をしっかりとしていくという報告も受けているような状況でございます。

○中島栄治教育長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○坂本夏実教育委員

質問ではありませんが、この新型コロナウイルスで、特に携帯、ルールはございませぬけれども、本当に見えないところでの陰湿極まりなかつたり、そういうのが子どもたちもいろんなストレスを抱えて、もちろん学校にはなかなかあがってはこないと思うので、今一度、各学校のほうで注意を図っていただきたいというのは、やっぱり地域をこえてというのがありますよね。どうしてもSNSだと菊池郡市全体になってまいりますので、本市のほうで特にまた御注意いただけたらと思ったところです。よろしく願いいたします。

○大山寛指導主事

御意見ありがとうございます。各学校において子ども、保護者、なかなか集まれない状況でありますけれども、注意喚起をしてもらうようにしたいと思います。

○中島栄治教育長

はい。それでは、次に移りたいと思いますが、この資料の説明を少ししたほうがいかなと思いますので、角田先生、載せた資料について、どういう資料かということあたりの説明をお願いします。

○角田賢治指導主事

1ページにつきましては、県内のほうでも濃厚接触者とかPCR検査の数等が増えてまいりまして、必然的にも合志市に関係する方々も受けられてきている状態です。6月末に本市の児童に関わる濃厚接触者というのがありましたので、それを受けて、本市としてPCR検査、もしくは濃厚接触者に特定された場合に、どのように学校で対応していくのかというのを作って学校にお示ししたところでした。そのあと、少し整理をして、更新をしたものが今回文章になっているものになります。

○中島栄治教育長

ちょっといいですか、1ページ目は結局どういうことかということ、濃厚接触者になってたりしても、保護者から学校への情報が入って、そしてこっちに入っていないとわからないということです。こちらのほうに直接保健所のほうからどこの誰がというような情報が入ってくるわけではありませんので、この1枚目で校長先生方に子どもたちや保護者のほうから、学校のほうに情報が入ってくるように考えてもらいたいというのが1枚目で、そして、入ってきたとき、どう対応するかについてが2ページ目につくっておりますので、これについて説明をお願いします。

○角田賢治指導主事

2ページ目の横書きを御覧ください。一番左側が濃厚接触者もしくはPCR検査を受けた場合の方についてになります。左側につきましては、同居人等ということで、同居人等というのは児童生徒の家族、もしくは教職員の家族というふうに捉えていただければと思います。その隣の児童生徒、教職員というのは、当該児童生徒、もしくは教職員本人というところでした。一番可能性があるのは同居人というところでの発生が多いかと思いますが、同居人が感染の疑いがあった場合には、当然PCR検査の対象となります。その際には、家族、同居人の場合ですので、当然、同居している児童生徒、もしくは教職員というのは濃厚接触者に特定される可能性が高くなっていくということになりますので、その時点で教職員、もしくは児童生徒については、出席停止、学校にきていましたら早退等の措置を取ります。職員であれば、自宅待機という形になります。同居人の方のPCR検査の結果が陰性だった場合、陰性ということに

なりますので、児童生徒、教職員に対しての措置というのもその時点で終了ということです。ただし、陽性となった場合には、当然、濃厚接触者ということで、そこから当該児童生徒、教職員についてもPCR検査の対象となります。この濃厚接触とPCR検査というのは、タイムラグがない状態でほぼ同時に検査という形になるかと思えますので、その時点で学校全体、教職員、児童生徒も含めて、一旦、すべての児童生徒を自宅待機、もしくは学校休業日の場合であれば、整理をした上で下校させるという形で、当該児童生徒、もしくは教職員が陽性の可能性がこの時点でまいりますので、一旦、その場合では予防策を取るということの対応になります。なお、陽性だった場合は、そのまま臨時休業に入っていくという形です。仮に、この陰性だった場合は、学校としての対応は終了になります。自宅待機等が解除されるということです。ただし、当該児童生徒、教職員につきましては、同居の方が陽性ということで出ておりますので、陰性にはなりましたが、陰性から再検査で陽性となる場合もありますので、児童生徒の場合は出席停止、教職員の場合は自宅待機になるということになります。大きくはそういう学校、当該児童生徒、教職員についてはそのような対応をとっていきます。

なお、学校の消毒等につきましては、陽性だった場合は、教職員も接触の可能性が多かれ少なかれありますので状況にもよりますが、基本的にはすべての教職員を学校から出して自宅待機をして、接触をできるだけ少なくしていくという措置を取ってまいります。消毒については、学校教育課、教育委員会のほうで対応していく。もしくは専門業者等に委託をしていくという措置を取ってまいります。

ただし、職員室、校長室、この辺につきましては、先生方個人、子どもも含めて個人情報等がありますので、そこについては、後から先生方のほうで消毒作業等はしていただくというふうに住み分けはしているところです。

一番右側のほうが今お話をしている、行政、教育委員会等が対応していく部分になりますが、当然、市の対策本部会議等の方針等も受けながら教育委員会としても対応していくという形になっております。

では、大まかな対応の形になります。それぞれ個別の、いつわかったかとか、どれぐらい対象者がいるのかとかいうところで、対応が若干このあと変わってくるかと思いますが、大まかな流れはこの流れでいこうとことで今学校とは確認をしているところです。

続けて、3ページにつきましては、県の教育委員会のほうから通知を受けて発出をしているものになります。県の通知が7ページ以降のものになります。8月18日付けで県教育委員会のほうからとなります市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインという通知が出ています。これは新しい生活様式等を踏まえて対応してきていますが、今後さらに持続可能なところで更新をされたものになります。詳しくは、後ほどまだゆっくり見ていただければと思いますが、下線部が引いてあるところが大きく改定をされたところになります。これを受けて、本市のほうから発出したものが、3ページの通知文ということ

になります。3ページにつきましては、学校宛てに出しているものです。大きくは、児童生徒の出席停止等の取り扱いの中身、それから、もう一つは、学校の臨時休業、この大きく2点を通知したところです。

一番目の出席停止の基準、期間については、5月20日付けで一度学校のほうには、本市としても通知をしているところですが、県の通知を受けて改めて改定をしたものを出しております。大きく変わったのは、1番の一番下の欄になります、⑦番、この欄が新しく加わったものになります。熊本県のリスクレベルのレベル4に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、この場合も大きく捉えて児童生徒等が欠席をする場合、出席停止扱いをします。これは保護者のほうからの申し出があった場合ということになりますので、その状態すべてが休みになるということではないということで、保護者の方で申し出があったらここも出席停止扱いできるということになっています。それ以外については、大きくは前回と措置が変わってないところです。

あわせて、4ページのほうですが、臨時休業の基準・措置・期間等については、大きな流れは変わっておりませんが、(1)にありますように、学校内に感染者が判明した場合につきましてはの期間ですが、以前は2週間という期間が設けられておりましたが、ここについても保健所等の状況等を踏まえて、感染拡大の恐れがなくなるまでの間という形に大きくは変わっているところです。

(2)の学校内に感染者がない場合、これは県立学校の部分が、県全体を含めておりますので、本市の中ではこういう形の対応になるというところでお示しをしております。

それを受けまして、5ページが各学校から保護者の方に発出をしていただく文書になります。先ほどの学校のものに加えまして、保護者向けに加えていますのは、記書きの1番と2番になります。1番については、これまでもお願いを、協力をお願いしています、登校前の検温、それから体調管理、確認等の決定ということで、検温していただいて、風邪症状がある場合には無理をしないで自宅で療養していただきたいというお願いを改めてしているところです。

2番目につきましては、学校への連絡ということで、実際にPCR検査、濃厚接触者等で特定をされる児童生徒、保護者が本市でも出てきておりますので、その際の連絡の協力をお願いしますという内容になります。さっきもありましたように、学校としては、わかるすべを持っていません。保健所から連絡があるわけでもありませんので、唯一わかるのは、保護者からの御連絡をいただくということしかありませんので、できるだけ早い段階で情報がわかれば、学校、教育委員会としての対応もできるというところで、再度ここについてはお願いをしたところになります。

なお、(2)にありますように、現在、学校はある時間帯から留守番電話対応となっておりますので、そこについては、教育委員会のほうに電話をいただければ教育委員会のほうが対応をしていくという形での対応になります。

夏季休業中の本市の事例でいきますと、閉庁中にこの事例がありまして、今回、保

護者の方が、すぐ御連絡をいただいて、学校のほうが留守番電話だったので、市のほうに連絡をいただいて、直接こちらとやり取りをすることができて、スムーズに対応等ができたという事例がありましたので、改めて保護者の方にもお願いをしたところ
です。

なお、参考までにですが、7月末から学校関係で現在までに直接PCR検査等を受けた数になります。児童生徒につきましては5名、教職員が2名、学校に関わる市の職員が1名、合計8名がこちらで把握している時点でのものです。そのうち児童の2名が陽性という結果をいただいています。

なお、これも把握しているだけですが、間接的、先ほど申しました家族等が受けられたという事案につきましては、児童生徒につきましては3名、教職員が2名、学校の市職員関係が2名ということになっております。これは家族の方が受けられたということで、事案としては今まで県内で起こっていますクラスター関係に起因をしている者等が多いかというところになります。いろんな関係性がありますので、今後はこういう事例というのはどんどん増えてくるのではないかなと思っておりますので、できるだけ早い段階での情報をキャッチして、教育委員会としても、学校としても、早い対応ができるような体制づくりというのをやっていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

はい、ありがとうございます。今説明のとおり、4月、5月に出ていた分は廃止となります。新たにこれで運用していくということになりますので、後でまた御覧いただければというふうに思います。

何か今までのところで御質問はないでしょうか。

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

前回の教育委員会議では、特に審議員のほうからの話の中に、在校等の時間について非常に苦慮しているという話があって、今回、その新型コロナウイルスに関する消毒の仕方も変わったというふうになってきたんですけど、何かそういう通知文っていうのは見せてもらえないんですか。

○角田賢治指導主事

消毒の仕方の変わった分については、先ほど申しました県の通知の7ページ以降の10ページです。10ページの一番上のほうのCの部分になります。ここがすべて改定をされた分になりますが、読ませていただきます。学校生活の中で消毒によるウイルスをすべて死滅させることは困難なため、清掃により、清潔な空間を保つようにする。床は、通常の清掃活動の範囲で対応する。机、椅子の特別な消毒作業は必要な

く、清掃活動において、必要に応じて、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルなどで拭く。というような形になっております。今までは、机、椅子等については、児童等が帰った後に教職員のほうですべて消毒作業を行うというような形で毎日行っていたところがありましたが、この辺が簡易化といいますか、持続可能なことにするためにやり方等について、少しガイドラインが変わってきているということになっています。

同じようなものが部活動の用具等についても示されているところです。

あわせて、現在、熱中症対策等は、非常に熱中症対策と感染防止対策とこう2つの対策を行わなければいけないということになってはいますが、それについても同じページのfになります。換気の部分、可能な限り、同時2方向、これは今までも同じ状態だったんですが、下線のところです。気候条件等により、常時開けることが困難な場合は、30分に1回以上、数分程度の2方向の窓を全開するという形で、熱中症対策を優先をして、定期的に換気をするということで、熱中症対策の分をここに入れてあるという形になります。各学校の施設の状況、それから、教室の場所によって温度の高さが教室の環境で違いますので、それぞれの学校の中で熱中症対策については、このようなのをガイドラインに入れながら対応していただくということになります。

○池頭俊教育委員

知りたいのは何かというと、確かに、簡素化してこれで大丈夫というふうに打ち出したからこれをきちんとしとけばいいんでしょうけど、実際、ドアノブとか、スイッチの消毒等は誰がしているのか。トイレについては誰がしているのかというのを把握しておかないと、結局、働き方改革というのを打ち出して管理規則まで打ち出した割には、すべて担任にさせているということは、どれだけやっても結局時間外が出てくるんですよ。だから、これについては今こうやって養護教諭がやっています、用務員さんがやっていますとか、何かそんな形の部分をしっかり把握をしておいていただきたいと思います。

○渕上佳宏教育審議員

国の補助事業で、県からスクールサポーターというのを今度配置していただくことになりました。ただし、これはその人が見つかってということで、現時点で4名見つかっています。その方々はコロナ対応の業務を優先的に対応することになって、小学校の大きな学校から今、9月1日から入っていただきます。

○中島栄治教育長

合計で本市は何名までいいのかな。

○渕上佳宏教育審議員

17名です。申し訳ないですが、西合志第一小と合志小と西合志中は1名で、あとの学校は2名まで入れられるということになっています。今、人がいけません。見つかったら大きな小学校から、次で中学校と順番に入れていくことで、今対応しているところです。

○中島栄治教育長

じゃあよろしいでしょうか。

はい、それではあと1件ありますので説明をお願いします。

○渕上佳宏教育審議員

すみません、今日バタバタで作ったので、これまだ案で発出してはおりません。接触確認アプリを先生たちにぜひ入れてくださいというふうな言い方を教育委員会としてしたいと思っておりますので、御了解いただければ、この後発出をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

活用推奨ですよ。

○渕上佳宏教育審議員

もちろん。推奨です。

○池頭俊教育委員

個人の判断で。

○渕上佳宏教育審議員

できれば入れてというところだと思いますが、ただ御配慮と言っていますので、かなりもう入れなければならぬというような気持ちでは書いています。いざ、自分が感染したときに、どういう感じにかかったというのは、教員の場合は説明責任ができないといけないと思っておりますので、そういうところも含めてちょっと校長先生にはしっかり言ってくださいというふうにはお願いしようと思っております。

○池頭俊教育委員

なら、先ほど説明があったような、この接触アプリを入れるとこういうメリットがありますよというのを何か付けて説明をしないと。何か上からこういうことをやりなさいと、いや、何か個人情報全部流れるのではというようなことになって、個人情報

についてはこうなっていますとか、この接触アプリで対応した者については、PCR検査はきちんと受けられますとか、無料で受けられますとかいうようなことも含めて説明をしないと、確かに今の情動的には持っている人はいっぱいいるんだけど、何でしなければならないかということにはなるのかなとは思いますが。

○中島栄治教育長

ぜひその説明は入れてつくり直します。

では、一旦ここで1回切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、では10分間、50分までちょっと休憩を入れたいと思いますので、換気のほうをお願いします。

午後2時38分 休憩

午後2時49分 再開

○中島栄治教育長

それでは、休憩に続きまして、引き続き、会を進めたいと思います。

それでは、合志楓の森小学校・中学校について、お願いします。

○吉岡敏夫新設校準備班長

改めまして、皆さんこんにちは。新設校準備班の吉岡が説明させていただきます。

別冊でカラー刷りの表紙で資料をつくらせていただいております。こちらは、本来であれば先週の金曜日から、5回に分けて分散開催によって開校説明会を予定してたんですけども、新型コロナウイルスの影響を鑑みまして中止をしております。この代替での対応として、これも今日時点でまだ案ですけども、9月上旬ごろを予定に、分離元の小・中学校、クラスを通じて、配付予定の開校説明の資料にして周知をしていきたいなと思っております。枚数にして10枚あります。このあたりの情報までは各保護者宛てにお伝えしていきたいなと思っておりますので、説明自体は簡素化して説明したいと思っておりますけど、説明のほうに入らせていただきます。

まず、この一番上の写真についてですけども、方角で言うとコンビニエンスストア、ローソンがありますけども、ローソンを背中に新設校方向を向いたカットがこのカットになっております。※で書いておりますが、校舎を中心としたイメージ図であり、街灯とか、外構、ネットとかは省略していますということで、イメージ図ですということでお知らせしております。冒頭のほうに教育長のメッセージを入れていただくところで今調整をしております。

1枚目の図面についてが、今日時点で資料が整理できていなかったんですけども、29年度、28年度あたりから新設校に関しての動きがあっておりますので、年度ごとの経過、これまでの経緯というのをまとめたものを年表形式でまず冒頭のほうに入れていきたい。それと開校準備委員会、運営準備委員会という、開校してきておりま

す組織の解説も含めて、ここに入れ込んでいきたいと思っております。

それを踏まえて目次が展開しております。大きく分けて3つ項目をあげておりますけども、1番目、ページ番号で言うとページ、1ページから11ページまでが1番、決定事項の報告ということをしてしております。12ページ目から14ページまでが現在も検討中の事項ということです。15、16が現時点でのよくある質問ということで、この3部構成で資料のほうはつくっていききたいと思っております。

ページを開いていただきまして、下のほうにページ番号が打ってありますけれども、決定事項のまず1つ目の楓の森小学校・中学校の建物概要から始まっております。これは恵楓園側から、上空から南側方向に向いている新設校の完成イメージのカットになっております。グラウンド、校舎で、隣接して学童クラブも今つくっております。子育て支援課のほうでつくっておりますので、その位置関係を示した部分と、手前側、東側から体育館、武道場、給食棟、プールというレイアウトになっていきますということで、それぞれの施設の概要を入れさせていただいています。

次は2ページ目が、番号で言うと2ページ目です。両校の校章についてということで、小学校の校章、中学校の校章、これの込められた思いということを入れております。

次のページ続きますけども、3ページ目が、両校の対象行政区及び転籍対象学年ということで入れております。7つの行政区で校区が決まっておりますので、それを入れております。両校の中で、現在の中2年生、開校時の中3年生は転籍をしませんということで、赤字であえて強調させていただいております。分離元、2つの小学校からそれぞれ一部分離で合志楓の森小学校に転籍します。分離元中学校も2校からそれぞれ一部分離して合志楓の森中学校に転籍しますという予定となっております。

次の4ページ目が、開校時の現時点での生徒児童数及び学級数の想定ということで書いております。小学校が6学年分、合計で約670名、枠の中が、それぞれの学級の編成の考え方を書いております。これは5月時点の数値を基に作成しておりますので、今年中でも変動する可能性はありますということで言及させていただいております。特別支援学級に関しては、8クラスできることを想定するというようにしております。下半分が合志楓の森中学校、こちらは220人のスタートということで、これも枠の中で赤字で強調させていただいておりますが、開校時中3は転籍しないということですので、3年生の欄が0クラスというふうな表現をしております。特別支援学級に関しては、中学校は3クラスを想定しているというところでございます。

次の5ページ目ですけども、通学路等についてということで書いております。学校運営の重要な部分は、最終的には新設校の校長先生が決定権はあるんですけども、開校後スムーズに運営できますようにということで、通学路案ということをつくってきておりますということで書いております。作成に当たって、現場の街歩きをしましたというところで書いております。実際に通学時間帯にあわせて点検をしていったところです。

次の○印の箇所についてが、令和元年度中における動きですけども、信号機及び

横断歩道の設置要望は行っておるんですけども、この今年の街歩きを通じて、追加の横断歩道の要望もしておりますということで、いずれの部分も整備時期に関しては、開校直前ではあるんですけども、2月から3月頃にそれぞれ設置される予定ですのでいうことを書いております。

街灯が必要と思われる箇所についても並行して、市の関係部署と、設置についての協議をしております。

自転車通学は次のページにも書いてきておりますけれども、通学距離2キロメートル以上の中学生を対象としますということで書いております。

次の6ページが横の地図になっております。これの一番外周、新設校を中心として約2キロのところに緑の線が入っているかと思っておりますけども、御代志区の一部が、新設校中学校における自転車通学を認めるような形になるかなと思われる想定する範囲になっておりますが、ほぼ徒歩通学圏内かなというところで想定しているところでございます。

適用の中の解説としましては、赤線が通学路、黒丸が見守りの必要箇所と思われる交差点を中心とした部分。それとローソンの交差点のところは信号設置予定、要望している箇所となっております。両矢印の青い矢印が、横断歩道なり、横断歩道が難しい場合は、代わりに横断指導線という代替の線を引いていただくようなところでの要望している箇所、あと通学路としての大動脈として想定しています学べる広場から北上するルートです、そちら沿いには水色区画線、カラーポール、こちらの区間は開校後の2年後をめど、令和5年度あたりまでにかけて歩道整備を本格的な整備は予定されているんですけども、今年度中に暫定的な整備ということで、セブンイレブンあたりのちょっとした段差の部分は、今年度の工事で舗装の打ち替えを建設課のほうで予定していただいているようなところもありますけども、開校前に何もしないわけじゃなく、暫定的な形ですけども、通学路に関しての整備も並行してやっていくということで予定しているところでございます。写真に関しては、前回、坂本委員のほうからアドバイスがありまして、どんなイメージかわきやすいので写真を入れたらどうかということだったので、何枚かですけども、入れさせていただいております。通学路の中で恵楓園の中を通らせていただくところが波線になっておりますが、ここはまだ恵楓園さんと相談中でして、まだはっきり決まっていなところもありますので、あえてこの実線じゃなくて、波線で表現させていただいているような状況になっております。

以上が通学路の案になっております。

次のページが服装関係です。まず、小学校の服装についてということで、約1年前の新設校の対象世帯へのアンケートの概要を載せております。この結果を踏まえて開校準備委員会等の検討を重ねた結果、合志楓の森小学校は標準服での運用となりますということで書いております。枠囲みの中には、標準服はどういったものかというのを箇条書させていただいております。イメージの写真を載せさせていただいているところです。開校後、2カ年程度は服装の移行期間として、そういった期間も設定するというところで書いているところでございます。体操服に関しても、下の枠の中に書か

せていただいておりますが、専用の指定というところまでは考えておりません、こういった要件を満たす体操服であれば運用していきまうというこゝで書いております。

次の8ページ目が、次が中学生の服装に関してでございます。標準服の運用です。かつ体操服も提示をしております。これも約1年前の、対象世帯のアンケート結果を載せておりますが、まずは、ブレザータイプに決めた後に、そのブレザーについての企画提案コンペを実施して、開校準備委員会などを通して、素案というか、デザインを決定していったという流れになっております。

その具体的な部分が次のページ、9ページになっております。こちらは標準服の、先日、職員のお子さんに御協力いただきまして、実際の楓の森の標準服を着ていただいた写真を撮らせていただいております。ブレザータイプということで、あと、下半身のほうはスラックスもしくはスカートということで、パターン化しているような写真カットになっております。細かい部分を解説した部分はその枠囲みの下部分になっております。箇条書きしておりますけれども、ブレザータイプです。移行期間もこちら設けておりますということを書いてるところでございます。

次の10ページに関して、これも後日差し替え予定なんですけれども、下半身の部分、ボトムも含めて差し替え予定でしておりますが、これ上半身だけのデザインになっておりますので、この点ではもう少し手を加える予定にしております。

次の11ページが、開校時に設置予定します部活動6種目ということで、枠囲みの中で書いております。その6種目を設置するに至った経緯ということで箇条書しております○が3つで書いてあるかと思っておりますけれども、開校時においては、この6つの部活でスタートしていきたいということで、これはもう公表済みの資料ですけれども、この説明資料でもお知らせしていく予定としております。

次の12ページ目以降が、まだ決まっておりますけれども、現在も検討中の事項ですということで、いくつか箇条書きで書かせていただいております。(1)で校歌、年間行事、チャイムの運用等ということで書いております。校歌については、先日の教育委員会議の中でも報告させていただきましたけれども、赤星誠司さんに、今、依頼中でして、まだはっきりできたよというところはまだ聞いておりませんが、連絡は取っておりますので、準備は進めていっているところでございます。

年間行事については、分離元の小学校・中学校の1年間と大きく変わることはありませんということで、今年の修学旅行、集団宿泊の話もコロナの影響で話はいろいろと延期になりという話が先ほどもあつてございましたけれども、新設校の令和3年度分の予約関係は、教育委員会が代行するような形で手続を進めていきたいと思っております。

同じ敷地内に小学校・中学校ができる関係で、授業時間のカリキュラム等が実際違つておりまして、チャイムに関しては、運用を、これもはっきり決まっておりますが、他自治体の多くの統合小中学校でも実施されているところもありますので、チャイムを鳴らす節目は、1日のうちに何回かは設定する予定なんですけれども、毎時間設

定しない形での運用ということで、基本的には考えていきたいと思っているところでございます。

現場の動きで全部の項目はあげておりませんが、今、検討中の事項を3つほどあげさせていただきます。

次の(2)が、こちらが地元の皆さんの協力なしにはなかなか進んでいかない部分ですね。登校班なり、PTA組織、見守り体制についてということで、これは地元の方、関係者の意向、協力なしには進められない事項ですということで、これは水面下のほうで動かさせていただいておるんですけども、PTAの役員決めに関しては、近々市役所のほうで会議を段取りしましたので、実際、集まっていたきまして、新設校のPTAの役員決めも、来月初めぐらいには話を詰めていくところで、これも水面下ですけども、話をしている最中でございます。

次の13ページが、今まで開校準備の中でも保護者の方から個別の相談がいくつかあっております、特別支援学級についてということで項目を設定させていただいております。こちらは、先日、分離元の特別支援のコーディネーターの先生が集まる場を設定させていただきまして、開校前に、交流事業を何がしか事務局としても必要ではないかということで話を詰めていっているところでございます。校舎ができた後の2月、3月中に対象の保護者に事前に連絡した上で、交流事業をやっていく方向で話を詰めているところでございます。

(4) (5)については、入学時、それぞれの全員購入品については、基本的には、前回もお話させていただきましたけども、分離元の既設校と類似したものを指定する予定ということです、基本的には、なるべく複数事業者から買えるようなものを指定していくような考え方で事務局としては進めていく予定にしております。物品によっては、その入学説明会ではもう遅い物品もありますので、秋口までにかけて、ホームページなり、また、個別のお知らせ等で、その辺の情報提供は随時していきたいと思っています。物品に関しても、いわゆるおさがりについては、一番下に書いておりますけども、分離元で使用されていたものも使用することも可能ですということで書いておるところにしております。

次、14ページが、新設校に関連する学童に関しての話も皆さん、保護者の皆様にとっては関心事の一つであろうということで、子育て支援課から原稿を提出していただきまして、学童クラブについても周知を現時点ではっきりしている部分を、発表していこうということでこのページをさいております。こちらが運営事業者はまだ決めている最中でございますので、これも随時、詳しいことが決まり次第、続報として引き続き情報提供していく予定にしております。

次の15、16ページが、今まで決まった事項と検討中の事項ということで、本来は、その説明会の場で、この3番の部分で質疑応答を実際やりながら、心配なこと、不安なことを、会場から声を拾って、事務局としてお答えしていける部分は後日の回答も含めて、このやりとりを一番したかったところでもあるんですけども、窓口として専用メールアドレス、こちらは青字で入れておりますが、それと今日間に合いませ

んでしたけど、ホームページのQRコードの3つが、メールアドレス用のQRコードも追加で入れた形で、9月初め予定で情報提供する開校準備に関する説明について、親御さんとして気になる部分とか、書いてなかったけど気になる部分とかというのを募集する質問があった場合はお問い合わせくださいということで、質問された皆さんや、全員に関係しているような部分については、その後日の「開校準備だより」とかで、続報としてお知らせしていきたいということで書いております。主なQ&Aということで、今回は7問ぐらいしか書いていませんけども、おおむねこの開校説明会とこの代表的な資料、Q&Aが今まで皆さんの関心事として出てきたかなというところを思っておりますので、この情報は随時更新して増やしていきたいなと思っております。

駆け足になりましたけども、開校に関する説明については終わらせていただきます。以上です。

○中島栄治教育長

はい、じゃあ、9月上旬に、先ほどありました足りないところを私のメッセージもまだ十分できあがってないんですけども、配付予定には考えておりますが、何かこの中で改善点も含めてですけども、御指摘がありましたらお願いしたいと思いますが。

はい、どうぞ、村上委員。

○村上貴寛教育委員

1ページの決定事項の報告で、武道場のところの記載の確認ですけど、柔道場、剣道場1面というのは、どの、試合場1面という意味ですか。

○吉岡敏夫新設校準備班長

それも伝わるように書きます。

○角田賢治指導主事

公式戦の試合の1面で。

○村上貴寛教育委員

公式の試合の1面。柔道場もですか。

○吉岡敏夫新設校準備班長

同時開催ができる形での1面と1面、合計2面あるというところをお伝えできるように書きます。

○中島栄治教育長

畳をはがしたら剣道場が2面できるけど、畳は1面分と、試合場1面分購入予定と

ということです。

○村上貴寛教育委員

ありがとうございました。

○中島栄治教育長

そのほかには何かありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

開校に向けてはだいぶこう御苦労がいっぱいあると思っているんですが、一つは、3ページのこの分離についてですけど、一部分離と書くと、言葉としては一部分離というと、一部かと思うんです。分離と一部分離とどう違うんですか。だから、合志南小を分離して合志楓の森小に行くと。おれたちは一部なのかと思われると思うんです。だから、合志南小を分離して合志南小と合志楓の森小と、何か合志南小の一部がこっちに行くんだってという捉え方を合志楓の森小の子どもたちからすると、一部かよというふうには思われなかなというのがあります。お考えください。

2点目に、11ページの当面は合唱等を行なうの「な」は要らないのではないかなと思います。

それから、12ページのチャイムについては、これはよっぽど考えんと難しいなと思っています。だったら、今の学校の中で、ノーチャイムでやっている学校がいくつあるのか。あるいは、それに向けての取り組みを合志中、西合志南中、あるいは合志南小、西合志東小という取り組みを今からでもするのかしないのか。ぱっと鳴りました、はい、じゃあここはもうノーチャイムでないとできないのでいきますというんだったら、だったらこれだけ準備をいろいろしていたのに、チャイムについては何もやってないではないか、とても動かないよとなると別だから、ここについては、なかなか難しい状態ではあるんでしょうけど、じゃあ今、既存の学校で時計を見ての移動をさせるんだったら、時計を見ての移動ということを取り組んでもらわないと難しいのではないかなと思います。

それから、13ページの購入可能な店舗等という、ここは非常に気を遣われてされるんだと思うんですけど、前回も怪文書も出てきましたけど、やっぱりその購入可能な店舗というのをしっかり広げていただかないと、何か一部のここだけにやっているとまたそういう話が出てくるのかなと思うので、できるだけ購入可能な店舗等については、こういうふうにやりましたのでこれだけになっていますというような説明ができるようにしておいていただきたいと思います。

以上です。

○吉岡敏夫新設校準備班長

はい、ありがとうございます。

○中島栄治教育長

ありがとうございます。そこは国や県からの方針も出ていますので、それに沿った形で広げる形を明確に位置づけときたいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

またこの後でも気づきがありましたら、御覧いただいて、係のほうまでお知らせいただければと思います。はい、今月頑張っって作り上げようと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、予定していたのは以上ですが、何かもうこれまでのことを全部含めて何か御意見とか、御質問等がありませんか。よろしいでしょうか。

事務局から何か特にありますか、いいですか。

はい。それでは、以上をもちまして終わりたいと思います。御起立をお願いします。

では、以上をもちまして、令和2年度第7回教育委員会議を終りたいと思います。

お疲れさまでした。

午後3時15分 閉会